

T P P 協定の批准に関する意見書（案）

安倍政権は、第 192 回臨時国会において、環太平洋パートナーシップ（T P P）協定を批准しようとしている。

T P P 協定は、多国籍企業が利益を拡大させるためのシステムである。この協定により、国内の産業及び雇用が犠牲にされかねないとの不安や批判が、農業関係者だけでなく、国民全体に広がっている。それは、他の T P P 協定参加国の国内においても同様である。

T P P 協定の本質は、巨大な多国籍企業の利益追求のため、関税の撤廃に加え、食の安全や医療、雇用、保険・共済、国・自治体の調達等、あらゆる分野の「非関税障壁」という関税以外のルールを撤廃することにある。そのため、例えば、東京の都市農業の振興のための自治体の補助金や、学校給食への地産地消の啓もう・促進等も「非関税障壁」の一つとして、他の T P P 協定参加国等から指摘されかねない。

また、投資家と国との間の紛争の解決（I S D S）のための手続により、T P P 協定参加国の政府が、多国籍企業に巨額の賠償を請求される可能性もあるなど、食糧主権はもとより、国の主権も損なわれる内容となっている。

このように、輸出入の関税を原則撤廃するとともに、貿易やサービスの取引について、輸出国や多国籍企業に有利なルールを押し付ける T P P 協定は、経済を活性化させるどころか、国民の暮らしを悪化させ、貧困と格差を拡大させるものである。

一方、米国では、大統領選において、民主党及び共和党の両候補が、現行の T P P 協定への反対を表明している。T P P 協定参加国の国内総生産（G D P）の約 6 割を占める米国が承認しない限り、T P P 協定は発効しない。

さらに、先の国会での政府の黒塗り資料に見られるように、T P P 交渉を政府に都合よく、異常な秘密主義の中で進めたばかりか、農産物への影響は極めて少ないと、偽りの試算を発表するなどということは、亡国への道をたどることになる。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、T P P 協定について、
今国会で、拙速な議論で批准を強行することがないように強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月 日

東京都議会議長 川井 しげお

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
経済再生担当大臣

} 宛て